

ATB 株式会社

有料職業紹介事業許可番号/11-コ-301043

返戻金制度について

当社の紹介者が入社後、明らかに当該応募者の責により解雇されるに至った場合、または当該応募者が自己都合によって退職した場合に受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- 1ヵ月以内...手数料 80%相当額
- 1ヵ月を超え 3ヵ月以内...手数料の 50%相当額

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。